

みんなで作る協働のまち草津

# 第2次草津市

# 協働のまちづくり推進計画

～多様な主体が草津の力に～



草津市

令和2年3月

はじめに

## はじめに



本市では、多様化していく地域課題を解決し、住みよいまちを築くために、一人ひとりがまちの一員として責任と役割を分担しながら互いに力を合わせる協働のまちづくりを推進しており、「草津市協働のまちづくり条例」を平成26年7月に施行し、協働の理念やまちづくりにおける各主体の役割等を定めました。

この条例を具現化し、実効性を担保するために、平成27年3月に「草津市協働のまちづくり推進計画」を策定し、誰もが安心して暮らすことのできる、ずっと「住み続けたいまち」を目指して、協働のまちづくりを推進してまいりました。

近年、市民ニーズが多様化し、市民公益活動の広がりや新たなコミュニティ活動が展開するなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

地域の課題を解決していくためには、市民の皆様一人ひとりがまちづくりの担い手であるという意識を持ち、まちづくりに参画していくことが必要不可欠です。

第2次となります本計画は、前計画の協働の理念を引き継ぎつつ、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、より一層市民活動の活性化と協働の推進を図るために策定しました。今後、本計画に基づき、市民と市民、または市民と行政が調和し補完し合いながら、さらなる協働のまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会の皆様や課題共有型地域円卓会議、LIVE 市民フォーラムに御参加いただいた皆様、パブリックコメントに御意見いただいた皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後も協働のまちづくりの推進に一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

草津市長

橋川 渉

# 目 次

第1章 計画の概要	
1. 基本的事項	P1
計画策定の趣旨・計画の位置づけ・計画の期間・ 用語の定義・市民と行政の協働の領域・協働の基本原則	
第2章 協働のまちづくりの現状と今後の展開	
1. 協働のまちづくりの現状	P4
地方分権・人口減少・市民ニーズの多様化と財政の硬直化・ 市民公益活動の広がりや新たなコミュニティ活動の展開 市民の意識・前計画の実績と課題	
2. 今後の協働のまちづくりの展開	P9
学ぶ・見える・つながる	
第3章 協働推進のための施策展開	
1. 施策体系	P14
目指す姿・協働によるまちづくりに取り組むイメージ図・体系図・目標値の設定	
2. まちづくりにおける各主体の施策展開	P18
市民・まちづくり協議会・基礎的コミュニティ・市民公益活動団体・教育機関・ 中間支援組織・市	
第4章 計画の推進にあたって	
1. 計画の推進体制の整備	P28
2. 計画の進捗管理	P28
資料編	
1. 委員名簿	P29
2. 第2次草津市協働のまちづくり推進計画策定の経過	P29
3. 課題共有型地域円卓会議	P30
4. 協働のまちづくり LIVE 市民フォーラム	P31
5. 協働によるまちづくりの事例	P32
6. 各種調査結果	P34
7. 草津市協働のまちづくり条例	P36
8. 用語解説	P40

## 第1章 計画の概要

### 1. 基本的事項

#### (1) 計画策定の趣旨

従来、公共的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかしながら、近年の少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、地域の課題も複雑・多様化し、行政が単独で解決することが困難となってきました。

一方、従来から各学区での地域活動やNPO・ボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われており、これまで行政が対応しにくかった公共的な役割を担うことも多くなってきています。

本市<sup>※</sup>では、こうした状況を踏まえ、平成27年3月に、平成27年4月から令和2年3月を計画期間とする「草津市協働のまちづくり推進計画」(以下「前計画」という。)を策定し、様々なまちづくり、市民公益活動の展開により、市民<sup>※</sup>と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携・協力してまちづくりを進める協働<sup>※</sup>型社会を目指してきました。

この度、前計画期間の満了に伴い、これまでの協働の理念を引き継ぎつつ、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、より一層市民活動の活性化と協働の推進を図るために、「第2次草津市協働のまちづくり推進計画」(以下「第2次計画」という。)を策定します。

今回の計画の策定にあたっては、令和元年度に草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会を4回、課題共有型地域円卓会議を1回、LIVE市民フォーラムを2回開催し、協働のまちづくりを進めるときの各主体の課題を共有しながら、実効性のある計画の策定を目指しました。



課題共有型地域円卓会議



LIVE市民フォーラム



草津市協働のまちづくり・  
市民参加推進評価委員会

#### (2) 計画の位置づけ

本市の市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」では、市がまちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とすることを定めています。草津市協働のまちづくり推進計画は、本市の最上位計画である「草津市総合計画<sup>※</sup>」に掲げる協働のまちづくりの基盤強化の考えのもと、平成26年7月に制定した「草津市協働のまちづくり条例」に基づき、策定しています。

第2次計画では前計画同様、他の関連計画と整合性を保ちながら、協働によるまちづくりを一体的に推進することを基本とし、協働によるまちづくりの主体として、市民、まちづくり協議会<sup>※</sup>、基礎的コミュニティ<sup>※</sup>、市民公益活動団体<sup>※</sup>、教育機関<sup>※</sup>、中間支援組織<sup>※</sup>、市の7つの主体(以下「各主体」という。)を定め、それぞれの役割を示し、各主体が自主的に協働によるまちづくりを進

めることで、住みよいまちの実現を目的にしています。

なお、第2次計画では、総合計画をはじめ各種分野別の計画は、多様な主体の協働によって実現するものであると考えることから、各主体の意識の転換等、質的な変化を促すことも考慮しまとめました。

### (3)計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としますが、策定後の社会情勢の変化や事業の進捗状況等により、適宜見直しを行います。

### (4)用語の定義

#### ○協働

共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいいます。

#### ○市民

市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する者または市内で事業を営む者をいいます。「市民」には、「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」「中間支援組織」も含まれます。

##### ・まちづくり協議会

基礎的コミュニティや各団体等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な市長が認定している自治組織

##### ・基礎的コミュニティ

町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織

##### ・市民公益活動団体

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体

##### ・教育機関

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校

##### ・中間支援組織

まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間にとって協働によるまちづくりを推進する組織

#### ○市

議会、市長およびその他の執行機関を含めた地方公共団体としての草津市をいいます。

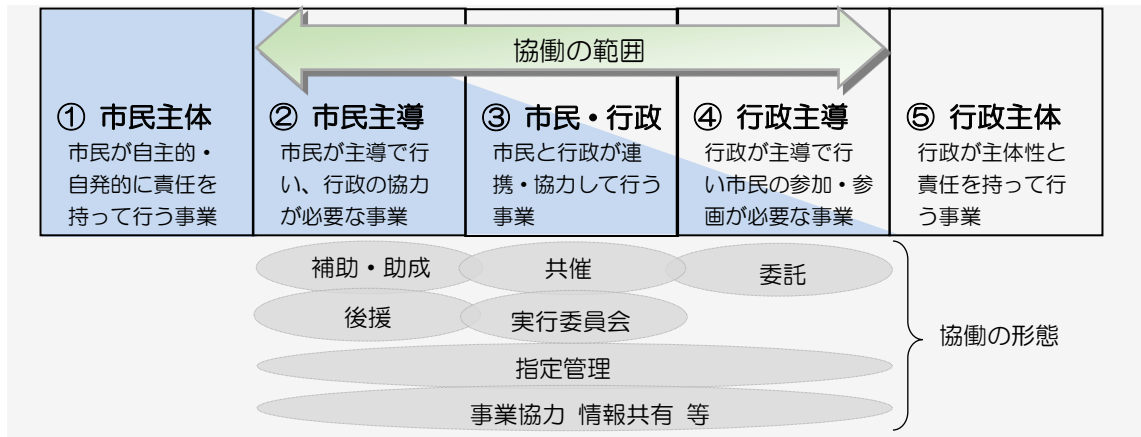
## 第1章 計画の概要

### (5) 市民と行政の協働の領域

下図のように、まちづくりの範囲は「①市民主体」から「⑤行政主体」まで考えられますが、このうち重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが市民と行政の協働の範囲の基本となります。ここでは、わかりやすいように「市民」と「行政」の協働のイメージを掲載しています。

#### ▼「市民」と「行政」の協働の領域

(山岡義典氏「時代が動くときー社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)を一部加工しています。)



### (6) 協働の基本原則

協働に取り組む各主体が、パートナーとしての関係を構築し、協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、草津市協働のまちづくり条例で定めた以下の7つの原則を理解し守りながら、取組を進めることが重要となります。

草津市協働のまちづくり条例第3条より

<p><b>【7つの基本原則】</b></p> <p>① <b>対等の原則</b> 対等な横の関係を保ちながら、お互いをパートナーとして尊重し、取組を進めることが大切です。</p> <p>② <b>自主・自立の原則</b> それぞれが、自己決定、自己責任のもとで活動し、パートナーの自主性を妨げないようにすることが大切です。また、お互いを尊重しながらも依存することなく、自立した関係を保つことも大切です。</p> <p>③ <b>相互理解の原則</b> お互いの立場や特性の違いを十分理解した上で、それぞれの果たすべき役割、責任分担等を明確にし、より良い協働関係を構築することが大切です。</p> <p>④ <b>共有の原則</b> 何のために協働するのか、事業の到達点はどこかということ、事前に確認し合い、情報を共有し協力関係を結んでいくことが大切です。</p> <p>⑤ <b>公開の原則</b> 協働事業の過程および成果について透明性を確保するため、広く情報公開を行うことが大切です。</p> <p>⑥ <b>評価の原則</b> 協働事業の過程や成果について、相互に評価・検証を行い、相互が理解したうえでより良い協働関係を築き、次へのステップアップにつなげることが大切です。</p> <p>⑦ <b>相互変革の原則</b> 協働は、従来よりも良い進め方や考え方があれば、両者とも柔軟に対応していく必要があります。協働の過程を通じてパートナー同士が共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つことが大切です。</p>
---

## 第2章 協働のまちづくりの現状と今後の展開

### 1. 協働のまちづくりの現状

#### (1) 地方分権

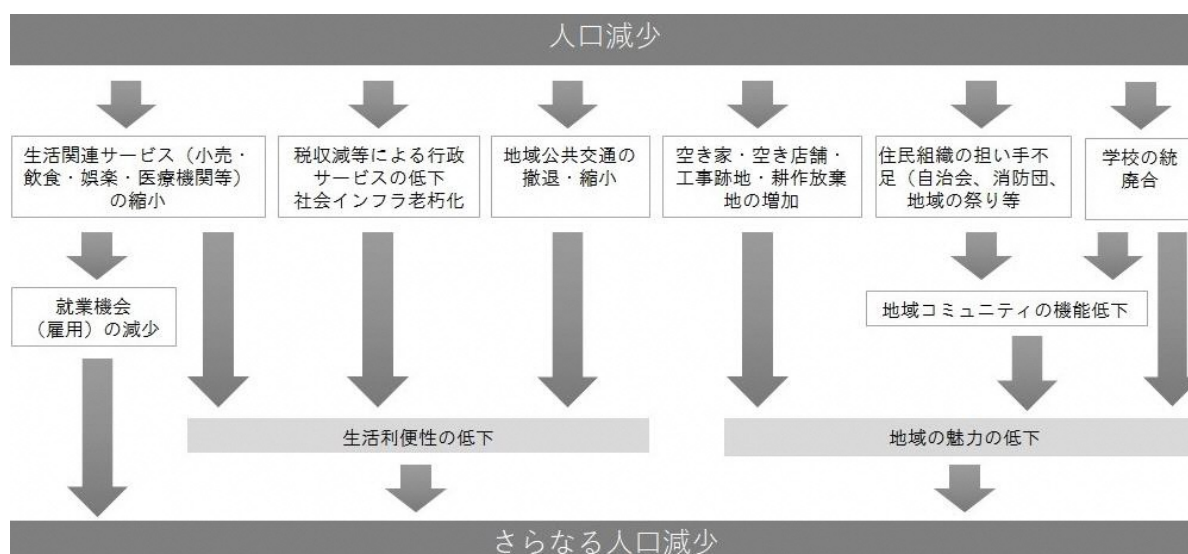
地方分権が進み、地方自治体には、画一的な行政運営ではなく自らの責任と判断で地方の実情に沿った自治行政を行うことが求められています。まちの進路が地方自治体の意思に委ねられるという転換期にあたり、本市においても、地域の事情をよく知り地域に愛着を持つ市民の皆さんの意見やアイデアが活かされ、市民と市が対話をしながら決定し行動するまちづくりが必要とされています。

#### (2) 人口減少

人口減少は全国的な問題ですが、本市においては今後もしばらくは人口増加が見込まれ、令和12年には147,400人程度に達する見込みです。しかしながら、その後は減少に転じると予想されています。人口減少によって少子高齢化が進むと様々な問題が生じてきます。例えば、働く世代の減少により、経済・産業活動が縮小され税収入が減少するだけでなく、高齢化により社会保障費の増加も見込まれます。これまで受けられていた行政サービスが縮小されるだけでなく、全ての分野において担い手不足となり、地域力が低下することも考えられます。

このように、人口減少が与える影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、更なる人口減少を招くという悪循環に陥るとされています。その一例をイメージ図で示したのが下の図です。

将来世代にわたり豊かな暮らしを実現するため、まちづくりに積極的に市民が関わることがこれまで以上に求められます。



図：国土交通省「人口減少の悪循環のイメージ図」

(3) 市民ニーズの多様化と財政の硬直化

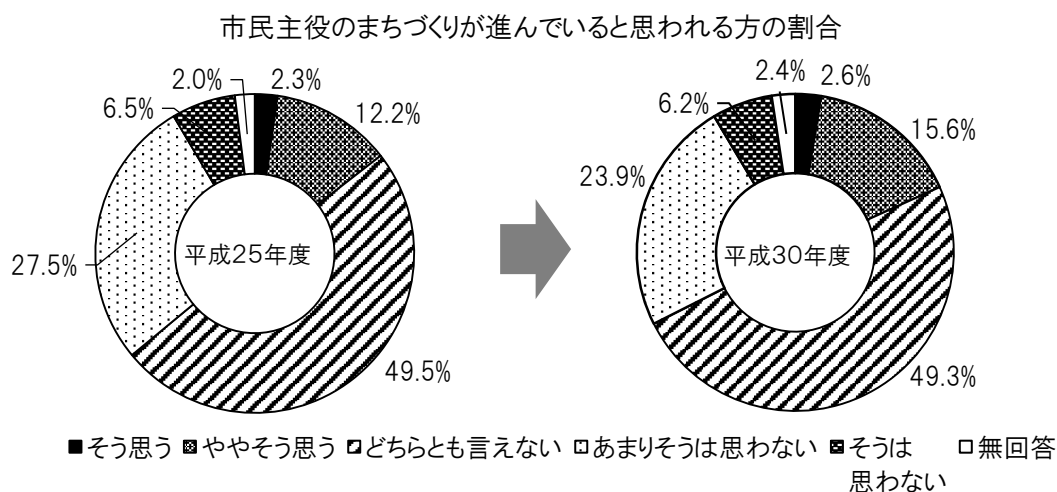
人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、多様化する市民ニーズに対して、従来の公平で画一的なサービスではきめ細やかな支援が難しくなっています。一方、高齢化等を背景とした扶助費をはじめとする義務的経費の増加に伴い、十分な行政サービスの提供が困難となってきています。このような複雑化した社会の中で地域の課題を解決するためには、市民と市が協働の取組により、解決にあたることが不可欠になります。

(4) 市民公益活動の広がりや新たなコミュニティ活動の展開

従来、公共的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきましたが、近年各学区での地域活動やNPO・ボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われるようになり、地域課題解決の役割を担うことも多くなってきました。また、これまでになかったSNS<sup>※</sup>等を通じた人と人とのつながりも生まれてきており、こうした新たな動きが地域課題の解決のための一助となることも期待されてきています。

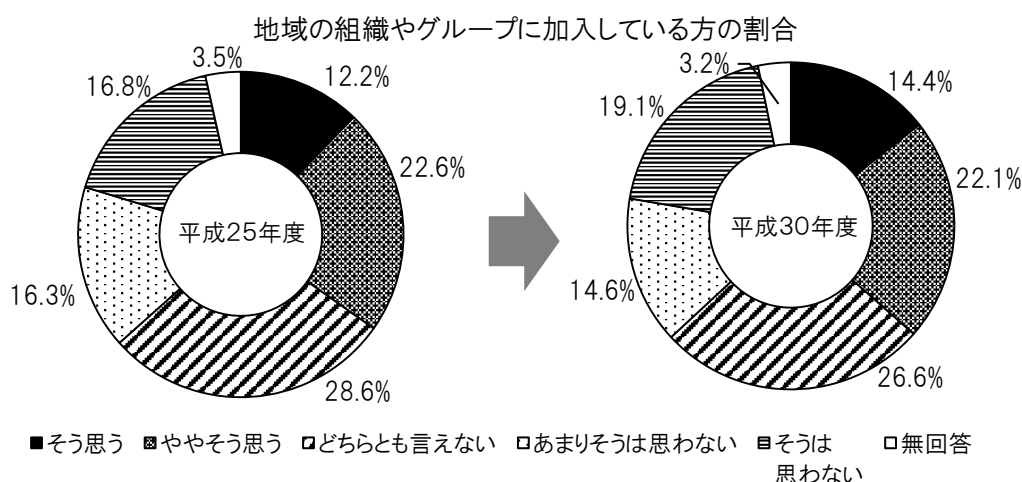
(5) 市民の意識

毎年実施している「草津市のまちづくりについての市民意識調査」では、「市民主役のまちづくりが進んでいると思われますか」という質問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した方の割合は、平成25年度の14.5%から、平成30年度には18.2%となっています。また、「地域の組織やグループに加入している」という質問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した方の割合は平成25年度は34.8%でしたが、平成30年度には36.5%になり、市民の協働に対する意識が少しずつ変化しているものと思われます。



図：草津市のまちづくりについての市民意識調査





図：草津市のまちづくりについての市民意識調査

(6) 前計画の実績と課題

前計画では、各主体の役割と併せて、期待される取組や具体的な施策を示し、毎年検証・評価を行ってきました。5つの主体における実績と課題については以下のとおりです。

(※市民意識調査結果より)

主体	実績	課題
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主役のまちづくりが進んでいると思われる割合(※) 14.5%(平成25年度)→18.2%(平成30年度)</li> <li>・審議会公募委員比率 15%(平成25年度)→21%(平成30年度)</li> <li>・審議会男女委員比率 39%(平成25年度)→38%(平成30年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の理念に基づく環境整備は整えてきたものの住民の浸透度は浅い</li> <li>・市政、地域まちづくりに対して関わりの低い方々へのアプローチ追及</li> </ul>
協議会 まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の拠点としてまちづくりセンターの指定管理の実施ならびに一括交付金<sup>※</sup>等の運用による地域課題解決事業の展開</li> <li>・各地区まちづくり計画の改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担う人材の創出と確保</li> <li>・地域の実情にあった課題と整合した事業の見直し</li> <li>・社会的資源の有効活用と活動財源</li> </ul>
基礎的 コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会加入率 87.3%(平成25年度)→89.8%(平成30年度)</li> <li>・活動に参加している方の割合(※) 51.9%→45.8%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員のなり手不足</li> <li>・町内会未加入者や退会者の増加</li> <li>・開発町内会未設立</li> </ul>
活動 市民公益 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、環境、防災など多様な分野で活動が広がり、草津市コミュニティ事業団と社会福祉協議会の登録団体等の数は5年前に比べて約1.3倍に増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の固定化や高齢化</li> <li>・活動場所や活動費の確保</li> </ul>
教育 機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生等への情報、地域への学校資源の提供</li> <li>・教育・研究を活かした連携事業の展開</li> <li>・包括協定を締結大学数7大学(平成30年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制の支援ボランティアの固定化や高齢化に対応した見直し、検討</li> <li>・地域への愛着心の醸成に繋がる連携</li> </ul>

第2章 協働のまちづくりの現状と今後の展開

「中間支援組織」については、推進項目ごとに成果と課題を記載します。

推進項目	成果と課題	
	コミュニティ事業団	社会福祉協議会
市民公益活動団体の交流促進	<p>【成果】 交流事業の新規参加団体の呼びかけを積極的に行い多様な団体の参加につなげた。</p> <p>【課題】 施設移転後の交流事業の展開について検討が必要である。</p>	<p>【成果】 ボランティアや福祉施設等の交流と活動の場をつくり、参加者の地域福祉活動の理解促進につなげた。</p> <p>【課題】 より多くの方に参加がしてもらえるよう内容のリニューアルが必要である。</p>
まちづくり情報の収集・発信	<p>【成果】 地域まちづくりセンターの情報発信のサポートを行った。まちづくりへの関心が高まるよう情報紙の発行を行った。</p> <p>【課題】 幅広い年齢層に情報を届ける工夫や様々なメディアの活用が必要である。</p>	<p>【成果】 地域の福祉活動やボランティア活動などの情報を発信した。</p> <p>【課題】 よりリアルタイムでの情報の更新が必要である。</p>
相談・コンサルティングの実施	<p>【成果】 市民公益活動団体の相談や地域まちづくり計画の策定に関する支援を行った。</p> <p>【課題】 職員のさらなる相談対応のスキルの向上やネットワークの拡大等が必要である。</p>	<p>【成果】 地域サロンは市内157カ所(平成30年度)となり、高齢者の居場所づくり、見守り活動の拡大ができた。</p> <p>【課題】 活動の継続的な支援と、さらなる身近な居場所づくりの推進が必要である。</p>
人材育成事業の展開	<p>【成果】 様々な分野の講座を展開し、関わりの少ない市民の受講につなげた。</p> <p>【課題】 講座情報の発信に関する工夫やまちづくりに関わるきっかけづくりとなる講座の実施が必要である。</p>	<p>【成果】 養成講座修了者がボランティアとして活動を始め、活動者のすそ野を広げることができた。</p> <p>【課題】 さらなる活動者づくりの推進が必要である。</p>
まちづくり活動支援・資金助成	<p>【成果】 助成事業を通し、新たに市民活動をはじめの団体の支援を行った。まちづくり協議会の日常業務をサポートした。</p> <p>【課題】 施設の移転に向け、貸出機器や保管場所の精査が必要である。</p> <p>助成事業については、団体の活動経験にあわせた支援策が講じられるよう見直しが必要である。地域まちづくりセンター支援業務の支援体制の検討が必要である。</p>	<p>【成果】 備品貸出事業の周知を工夫した。草津フードバンクセンターでは、善意の循環システムを構築した。</p> <p>【課題】 支え合い活動を必要とする地域で実際の活動につなげるための支援強化が必要である。</p> <p>対象団体に情報が届くような工夫が必要である。</p>
中間支援組織の連携・協力	<p>【成果】 指定管理施設を拠点に地域サロン交流とく・得バスツアーなどの連携事業を実施することができた。</p> <p>また、パワフル交流・市民の日<sup>※</sup>やボランティアフェスティバル<sup>※</sup>での実施協力を通して、連携を深めた。</p> <p>【課題】 (仮称)市民総合交流センター<sup>※</sup>移転後の連携策の検討が必要である。</p>	

「市」における具体的施策ごとに成果と課題を記載します。

推進項目	具体的施策	成果と課題
市民が活動しやすい環境整備	充実 市民活動拠点の	新たな拠点として整備予定の(仮称)市民総合交流センターについては、計画より竣工が遅れていたが、協働推進の拠点となるような施設運営に向けて準備を開始した。また、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ <sup>※</sup> の運営については、様々な事業により、意識の向上を目指した。今後も、多くの方に参加いただけるよう新しい発想を取り入れた事業や産学公民をつなぐための取組をしていく必要がある。
	施設への転換 市民センターのコミュニティ	地域まちづくりセンターにおいて、まちづくり協議会を指定管理者とした施設の管理運営を行うことで、地域のまちづくり拠点としてのさらなる活用につなげた。今後も地域の特色を活かした施設の活用や安定した管理運営を行う必要がある。
提供 まちづくり情報の	充実 情報のサ のサ	まちづくり情報の提供は、広報、ホームページ、フェイスブック、メールマガジン等を活用しながら情報の発信に取り組んだ。今後も、新たな情報発信の手法を取り入れていく必要がある。
	の充実 情報誌	市民活動のイベント情報を発行した。地域コミュニティや市民公益活動団体向けには、活動に役立つ各種制度をまとめた情報誌を発行した。今後は、各種制度の申請書をまとめて掲載する等、活用しやすい環境を整える必要がある。
資金助成 まちづくり活動支援	財政的援助	各組織や団体の活動が円滑に行われるよう交付金や補助金 <sup>※</sup> により、財政面での支援をした。今後も、組織や団体のニーズに応じながら、より効果的な支援の方法を検討する必要がある。
	技術的援助	市に協働推進員や地域支援員を配置し、まちづくり協議会との協働体制を強化した。また、基礎的コミュニティの設立に際し、要請に応じ支援を行った。今後は、新たな担い手確保のために、より効果的な支援方法を検討していく必要がある。
推進 協働事業の	実施 協働事業の	「市民まちづくり提案事業 <sup>※</sup> 」は、事業を休止しているが、各部署では協働事業を実施している。今後さらに協働事業を推進していくためには、職員の人材育成をはじめ、市民公益活動団体の支援や事業展開の仕組みづくりも検討していく必要がある。
の活用 中間支援組織	地域活動の推進 市民公益活動の推進	協働のまちづくり条例により、中間支援組織に指定した「草津市コミュニティ事業団」、「草津市社会福祉協議会」と連携しながら、各事業を支援することで、市民公益活動、地域福祉活動の推進を図ることができた。今後は、それぞれの団体の特性をいかし、中間支援組織としてのコーディネート機能が十分に発揮できるようさらなる連携が必要である。
展開 人材育成事業の	職員研修の実施	職員研修や多様な主体との協働研修により、協働に対する意識が高まるよう努めた。平成30年度に実施した、職員の協働・市民参加に対する意識調査から約7割の職員が「協働」「市民参加」を推進することを意識していることが分かった。また、協働に関わった職員は過半数あったが、日頃業務の中で協働を意識し、実践できているとの回答は3割にとどまっていた。今後も、職員の協働・市民参加に対する意識の向上に努めていく必要がある。

## 2. 今後の協働のまちづくりの展開

前計画では、協働のまちづくりの推進のため、行政主体の環境整備や助成事業等の支援体制の強化を進めてきました。協働のまちづくりの現状も踏まえ、協働によるまちづくりのために、これからも市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、地域や世代を超え互いに力を合わせて行動し続けることが大切です。そのために、第2次計画では、前計画の理念を引き継ぎつつ、新たに「学ぶ」「見える」「つながる」を中心に置き、協働のまちづくりを展開していきます。

### ポイント ①

#### 学ぶ

地域課題を解決するための協働のまちづくりには多くの知恵が必要です。生活の中で困ったことがあれば、個人で解決できるのか、周囲に協力してもらおうのかを考え、行動に移すことが大切です。そのため、一人ひとりの学びも大切になります。学びには、自分自身に向き合っ、自分の事を表現し、選択・行動できる力をつけるための学びをはじめ、自己研鑽の学び、趣味の学び等様々あります。それぞれの学びが地域のために役立ったり、学びを通じた多様な人々の知恵が集まり、人や地域とのつながりが生まれることが期待されます。

### ポイント ②

#### 見える

協働のまちづくりを推進する上では、地域にある課題を可視化するだけでなく、課題解決につながる行政等の取組・施策も見えやすくすることによって、似た悩みを持った人と解決できるアイデアを持っている人、いろんな場面で関われる人等の多様なつながりが生まれやすくなります。

どんな活動をしているのかを見えるようにすることで、共通の思いを持ったもの同士はつながり、「自分もやりたい！」と思う仲間が増えます。出会える場があれば、活動している人だけでなく関心がある人ともつながり、これからのまちづくりへとつながっていきます。

### ポイント ③

#### つながる

前計画では各種制度や組織の充実を中心に取り組んできましたが、第2次計画では、市民一人ひとりの学びを促進するとともに、様々な制度や組織が効果的に活用されるよう見える化を図ることで、同様の悩みを持つ人や関心を持つ人等、多様な人がつながっていくという認識に立ち、協働のまちづくりが進むよう施策の展開を図ります。

## さらなる充実のために！

1

### まちづくりの拠点となる （仮称）市民総合交流センターの設置・運用

草津市における市民の幅広い交流を促進し、地域の振興やまちの賑わいを創出するとともに、市民が創造的で多様な活動を展開できるよう（仮称）市民総合交流センターを設置し、協働のまちづくりの拠点として運用していきます。

（仮称）市民総合交流センターには、男女共同参画センターや人権センター、少年センター、コミュニティ事業団、社会福祉協議会等、まちづくりに関係する様々な組織が入居することから、多様な主体と相互連携し、情報の共有を図り活動の輪を広げていきます。



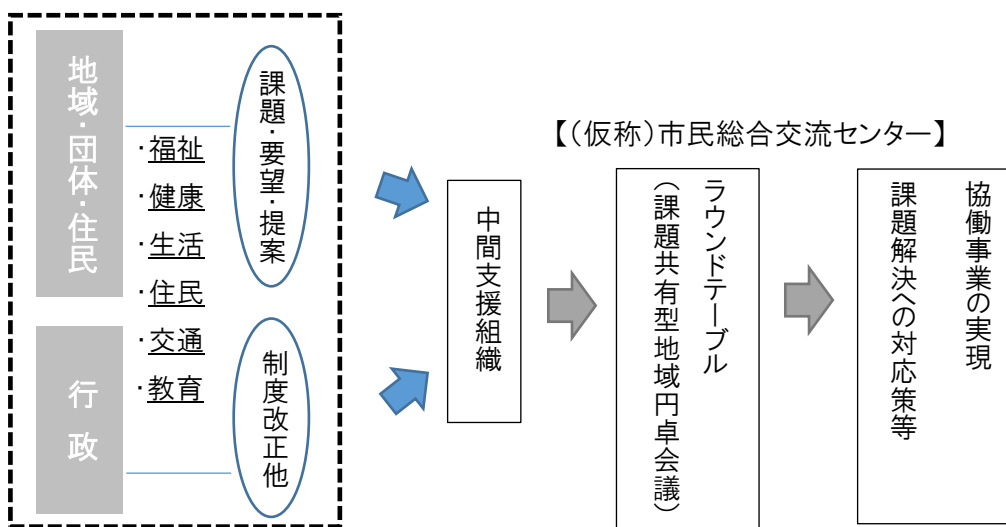
2

### 課題を共有し、つながる （仮称）お互いさまプロジェクト

人口減少社会を迎えるにあたり、地域での暮らしや各主体における活動を展開する中で、様々な不安や困り事を抱えている方も多くなっています。これまで以上に、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が互いにつながり、支え合う関係づくり、まちづくりが求められています。

（仮称）市民総合交流センターでは行政や中間支援組織が中心となり、地域課題の解決を図るための“対話”による「意見交換の場」、「気づき、学びの場」となるラウンドテーブル（円卓会議）などを設けることで、各主体の関わりを生み出しながら、フラットな立場での意見交換を行い、課題解決の対応策や協働事業の実現を目指します。

▼（仮称）お互いさまプロジェクト イメージ図



3 専門性を活かしてまちづくりを担う  
市民公益活動団体の支援

これまでのアンケート調査や団体ヒアリングによると、市民公益活動団体は、活動資金が不足し、団体の解散や活動の休止を余儀なくされることも出てきています。市は、今後、寄付制度や融資制度など、団体の基盤や活動の強化等につながる支援のあり方について研究を進めます。また、複数団体の連携協力による活動への助成等についても中間支援組織等と連携しながら調査研究を進め、新たな補助制度の設計・運用に向けて検討します。

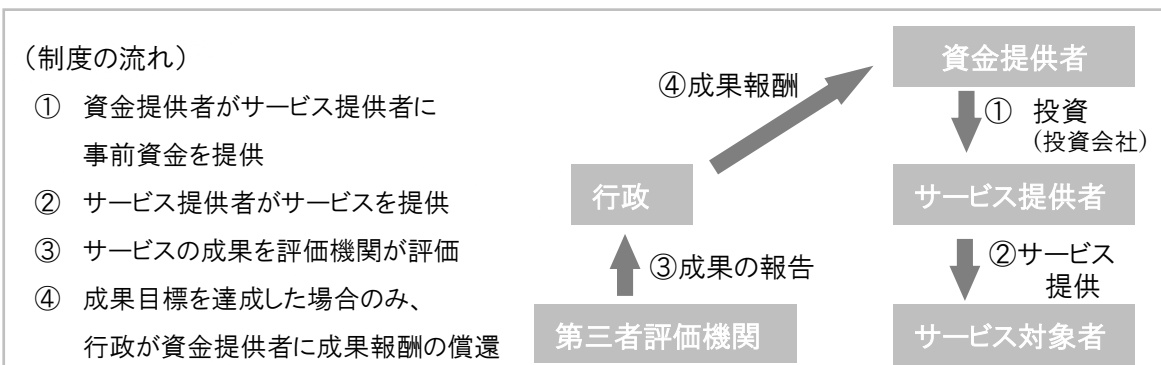
例)

市民活動支援寄付金

市民が応援したい市民公益活動団体を、寄付金(基金)により応援する制度。寄付した方は税制上の優遇措置等の特典を受けることができる。

民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み(参考:SIB制度)

市民公益活動団体の活動にかかる経費について、民間の資金提供者から資金調達を行い、所定の成果が達成できれば、後から行政が資金提供者に償還するという形態。



市民活動推進を応援する新たな枠組みの検討

「設立段階」の活動団体を伴走型で支援する現行制度等との整合を図りながら、安定した活動の展開に向けた応援制度の構築(ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス等の補助)や協働事業を担える市民活動団体等の育成のための新たな補助制度の検討。

4 協働のまちづくりを推進するための  
人材育成の充実

地域の課題が多様化・複雑化する中で、各主体が互いの知恵を持ち寄り工夫しながら、限られた社会資源※を活用し、これまで以上に連携して地域課題の解決に取り組むためには、草津を支える人材の育成を図る必要があります。

各主体が抱える担い手不足の解消を目的に、市民対象の人材育成やリーダー育成の講座を実施し学べる場の提供等に努めます。その他、地域の活動や協働の取り組みに関心があっても参加する機会がなかった市民や、勤労・子育て等で継続的な参加が難しいが意欲ある市民に対して啓発やPR活動を行いながら市民活動や協働の場への参加の機会を提供していきます。

例)

**地域の担い手育成に向けた各種講座の実施**

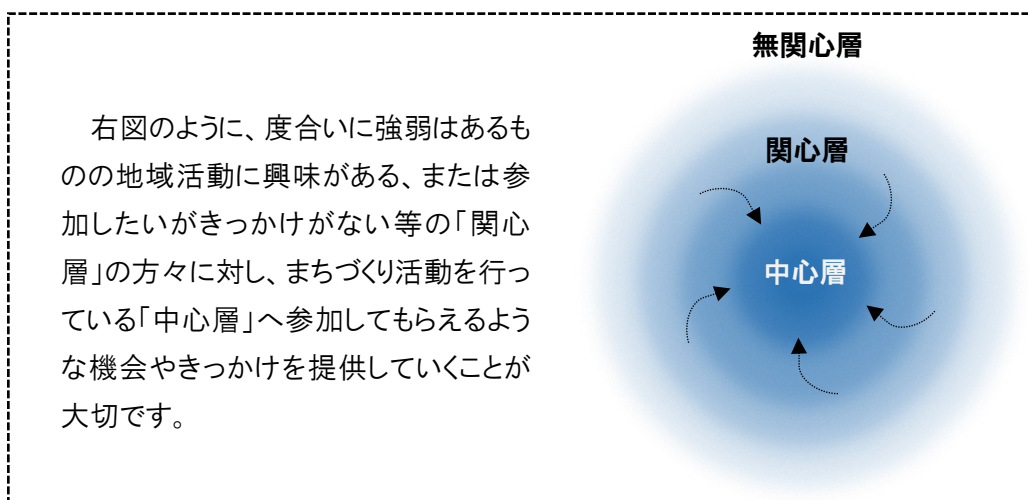
積極的に地域活動や協働のまちづくりに取り組む人材を育成するため、地域との関わりやつながりを深めることができる講座等を実施する。

**リーダーに対する啓発や情報提供**

各主体のリーダーや活動の担い手となる方等を対象に、協働に関する学習会の開催や情報提供を行う。

**市民活動・協働に関する入門講座の実施**

市民活動に関心があっても、公益的な活動や協働事業に参加する機会がなかった市民やこれから参加してみたい、興味があるという意欲のある若い世代を対象に講座等を実施する。



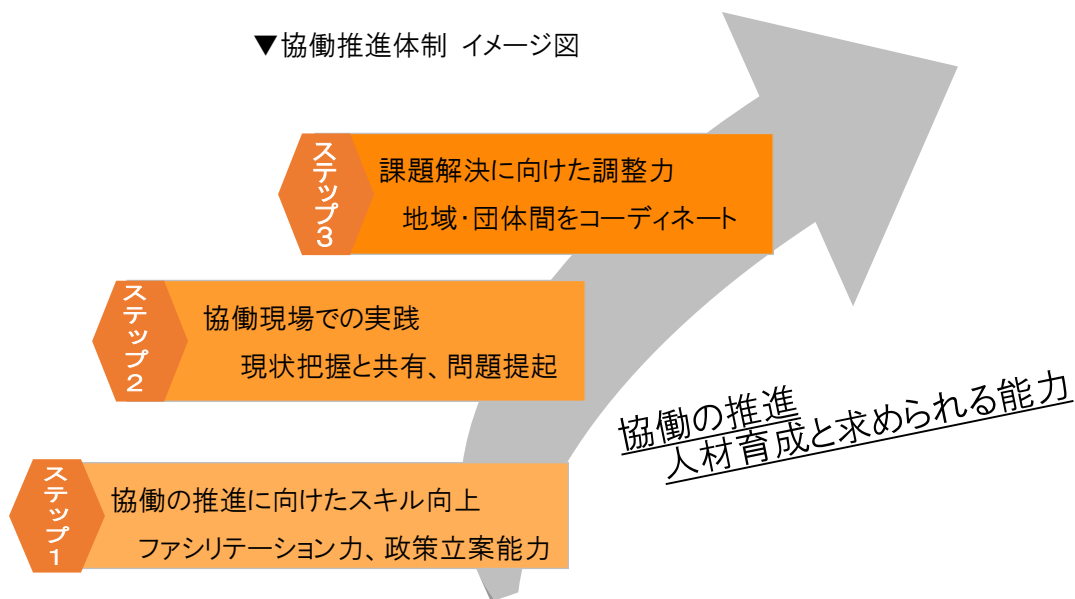
## 5 協働意識の醸成と組織体制の充実

これまで協働のまちづくりを推進するために、各種研修、講座の実施や情報発信により、協働に対する意識の醸成を図り、市民、職員ともに「協働」への意識は少しずつ高まってきており、条例の制定や計画に基づく取組の成果は着実に前進していると考えられます。

今後も協働の必要性を共有し、自ら考え行動できるような人材が世代を問わず育つことが求められます。また、地域課題を、市と他の主体による協働事業で解決するためには、行政職員がアドバイザーやコーディネーター役を担う必要が生じることがあり得ることから、その人材育成にも努めます。

市においては、まちづくり協議会と協働を進めていくため地域支援員や協働推進員を配置しています。さらに、各主体に関わりの深い担当部署では協働事業を展開しています。全ての職員が協働への理解を深め、協働の視点に立った政策立案能力を養成できるよう、今後は中堅若手職員を中心に、各主体の活動分野において求められる力が発揮できるよう、ファシリテーション研修等を実施し、スキル向上に努めます。また、市民と市民、または市民と市との協働事業の実施に向けて、関係団体等との調整を行う担当の職員を配置する等、体制の強化を検討していきます。

▼協働推進体制 イメージ図



※地域支援員(まちづくり協働課職員)

役割まちづくり協議会の安定的な運営が可能となるよう調整、助言等を行う。

※協働推進員(各部総括副部長)

役割まちづくり協議会が策定する地域まちづくり計画の策定、改訂に必要な調整、助言等を行う。また、地域まちづくり計画に基づく協働の取り組みに向けて必要な調整、助言等を行う。



## 第3章 協働推進のための施策展開

### 1. 施策体系

#### (1) 目指す姿

これまでの、現状と課題を踏まえ、協働によるまちづくりを具体的に進めていくための施策をまとめました。

草津市協働のまちづくり条例にある各主体における役割や主な方向性、「中間支援組織」や「市」については具体的な施策を示し、互いに力を合わせて協働によるまちづくりを推進します。

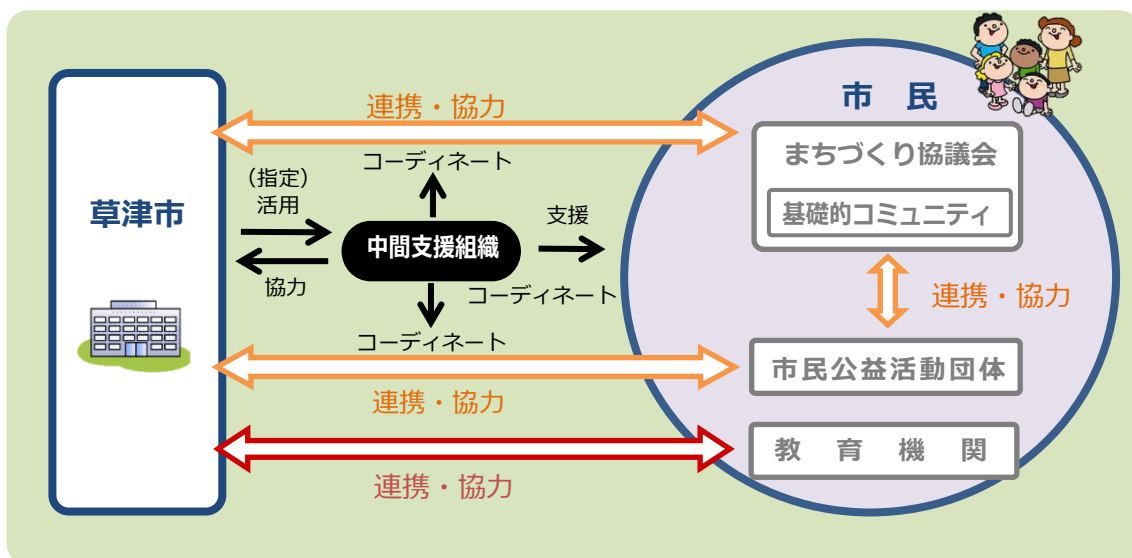
## 目指す姿

### みんなでつくる協働のまち草津

～ 多様な主体が草津の力に ～

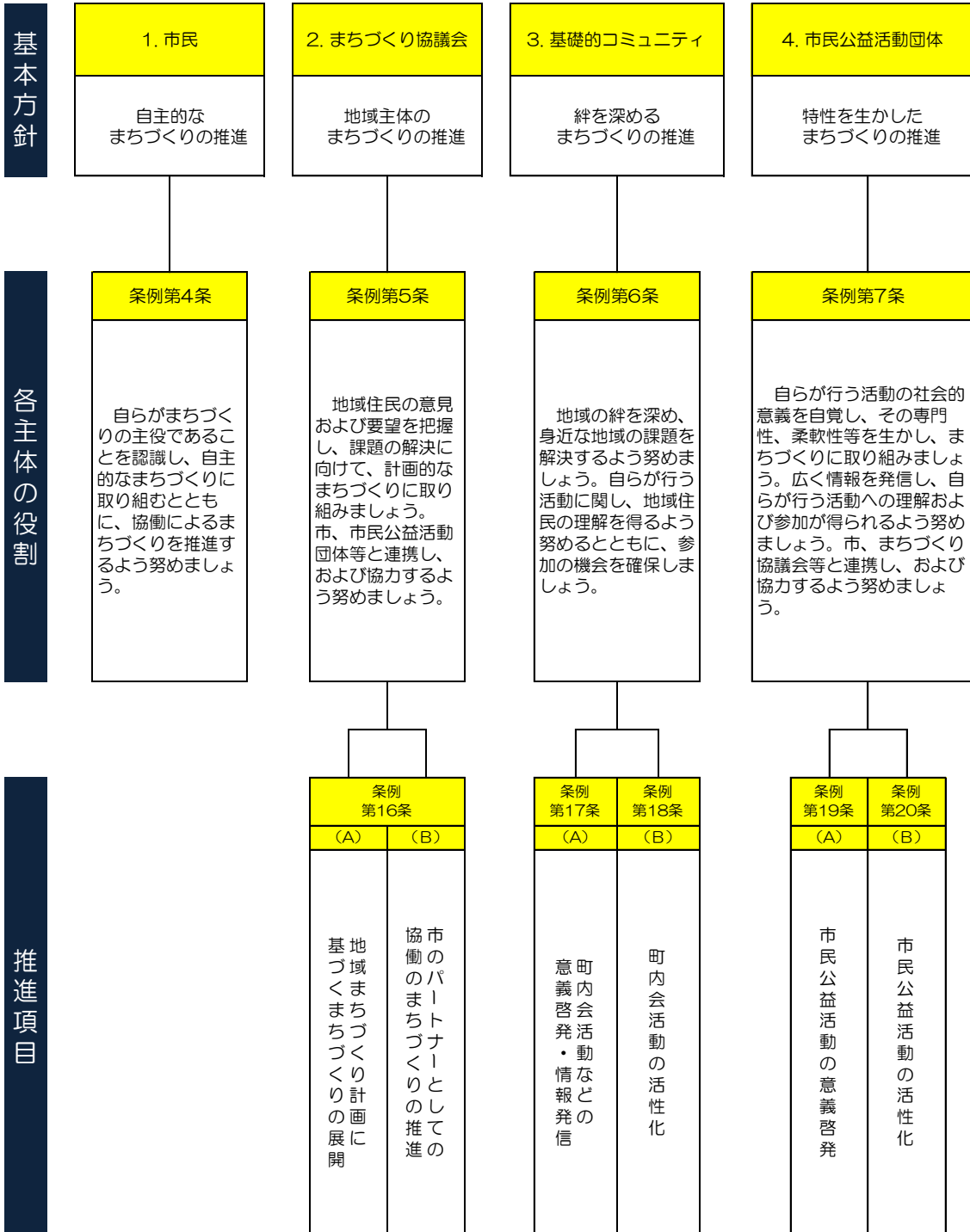
市の最上位計画である「草津市総合計画」を多様なまちづくりの主体と協働で進めるため、各主体の役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行い、自分たちの力だけでは課題を解決できないものについては連携・協力し、住み良いまちを目指します。また、地域課題を他人事とせず、地域住民が支えあい、多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会<sup>※</sup>」を目指します。

#### (2) 協働によるまちづくりに取り組むイメージ図

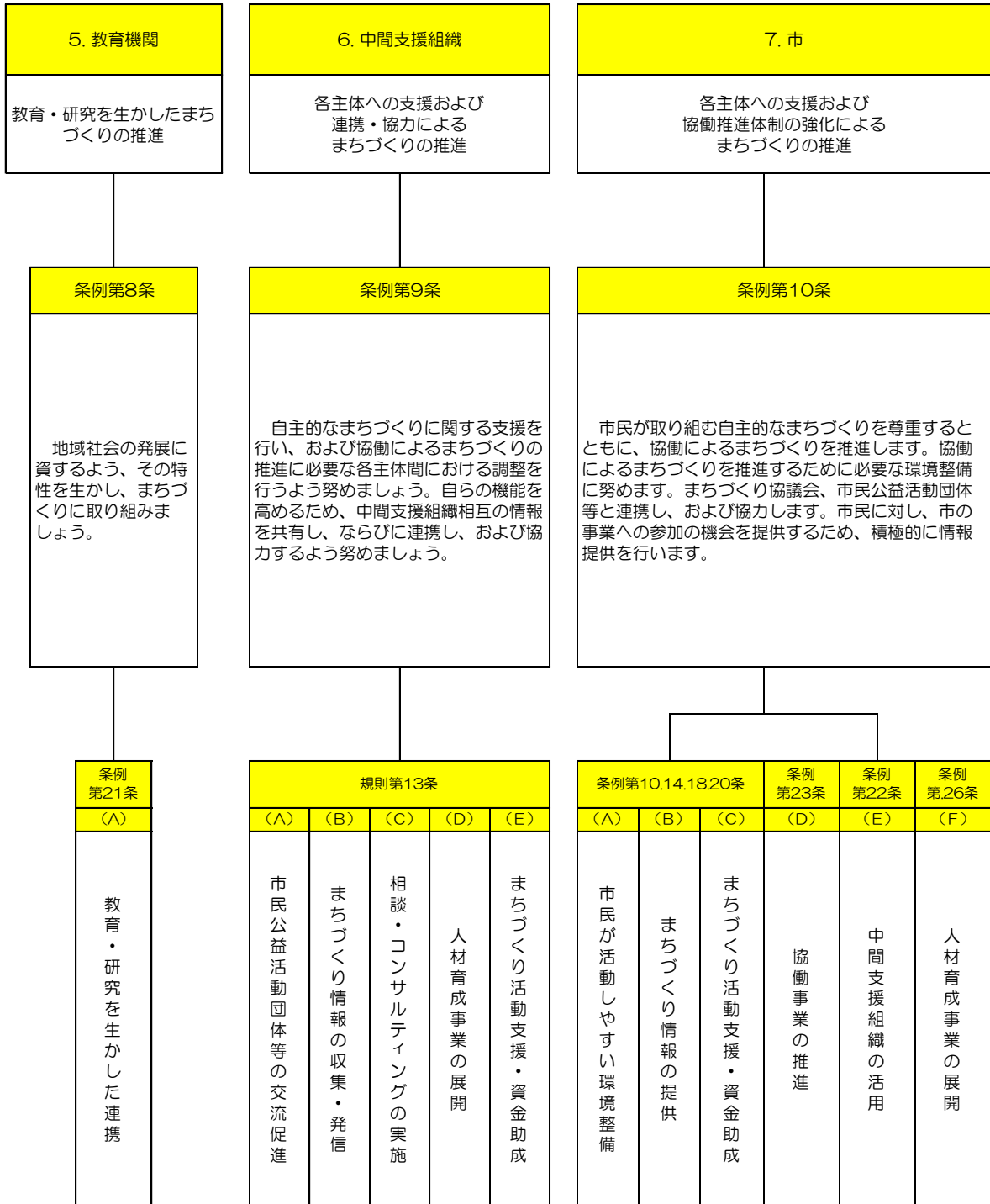


(3)体系図

# みんなでつくる 協働のまち草津



## ～ 多様な主体が 草津の力に ～



(4) 目標値の設定

◆市民の指標	現況 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
① 市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合【平成25年度 14.5%】 ※市民意識調査より (参照：本文 P5(5)市民の意識)	18.2%	26.0%
② 地域の組織やグループ等に参加している市民の割合【平成25年度 34.8%】 ※市民意識調査より 参考 町内会加入率 89.8% (平成30年度) (参照：本文 P5(5)市民の意識)	36.5%	40.0%
③ 審議会等の女性委員比率【平成25年度 39%】 ※まちづくり協働課調査より (参照：本文 P18(1)市民)	38%	50%
◆各主体の指標	現況 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
① ラウンドテーブル年間開催数 (仮称)市民総合交流センターにおいて実施予定の新規事業 (参照：本文 P10(2)お互いさまプロジェクト)	—	12回
② 中間支援組織が開催する地域人材育成講座の延べ受講者数 (参照：本文 P12(4)人材育成の充実)	758人	1,200人
③ コミュニティ事業団が立ち上げから継続的に相談・サポート等の支援をしている公益活動団体数 (参照：本文 P11(3)市民公益活動団体の支援、P21(4)市民公益活動団体)	3団体	15団体
◆行政の指標	現況 (平成30年度)	目標 (令和5年度)
① 協働における事業展開を行うべきと考えている職員の割合 ※職員の協働・市民参加に対する意識調査より (参照：本文 P13(5)協働意識の醸成と組織体制の充実、P25(7)市)	79%	90%
② 協働事業件数 (P3「市民と行政の協働の領域」を基に全事業がどの領域に該当するかを調査し、「協働の範囲」との回答のあった事業件数) (参照：本文 P3(5)市民と行政の協働の領域)	307件	400件

2. まちづくりにおける各主体の施策展開

1 市民

本市では市民との協働事業を推進し、まちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めてきました。しかしながら、本市で生活する誰もが地域の課題を認知し、参加しやすい環境整備には至っていません。地域には、子ども、高齢者、外国人、障がい者等、様々な方が暮らしています。また、本市に暮らしてなくても、通学や通勤等により一時的に本市で活動する方も、まちづくりを支える担い手です。年齢、性別、国籍、障がいや住民票の有無等に関わらず、地域にある課題や周囲の方が抱える困り事を共有し、様々な主体が連携しながらまちづくりを進めることで、将来世代にわたり、安心感のあるまちをつくることができると考えます。特に、まちづくりの活動に若い力や男女共同参画の視点からの意見を取り入れていくことは、これからのまちづくりに新しい風を吹き込み、活動が活気づくことが期待されます。多様な方とつながる拠点やきっかけづくりを、地域や各種団体に工夫していくことが今後のまちづくりを展開する上で重要となります。

まちづくりで大切なのは、市民一人ひとりが地域の課題を「自分事」にすることです。そのためには、自分の意見を言い、様々な人の意見に触れる「対話の場」に参加し、「他人事」や「やらされ感」の払拭につなげましょう。

◆基本方針 ◇自主的なまちづくりの推進

住み良いまちを築いていくために、地域でのつながりが生まれるよう、行動していくことが大切です。

◆役割

自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに、協働によるまちづくりを推進するよう努めましょう。

学ぶ

- ・自己実現のための学び
- ・地域のために役立つ学び

見える

- ・地域にある課題の可視化
- ・制度や組織の活用

つながる

- ・「対話の場」への参加



草津の未来は私たちが作る

POINT

まちのことを知り、1人でも多くの人と共有し関わることでまちづくりは自然と始まります。強いリーダーシップのもとで1人が頑張るまちづくりよりも、100人の小さな力が集まったまちづくりの方が、持続可能性が高いと考えます。

## 2 まちづくり協議会

市では、現在14学区のまちづくり協議会を認定しています。今後、地域まちづくりセンターを拠点に、施設管理と併せて、地域の実情に合った柔軟な対応や地域の特性を活かした地域主体のまちづくりの展開が必要です。まちづくり協議会は持続可能な運営が求められる一方、役員のなり手不足等により、役員の固定化や負担感の増大が課題となっていることから、これらを解決するため人材育成やシステムの見直し等も大切です。

地域のコミュニティを維持するには面識的關係や相互信頼・協力の力が重要ですが、小学校区の規模になると、それに加え、民主的な運営や組織的な地域経営能力が求められてきます。

### ◆基本方針 ◇地域主体のまちづくりの推進

地域の課題や事業内容の可視化により、地域の特色を活かしたつながりが生まれるまちづくりの展開が大切です。

### ◆役割

地域住民の意見およびニーズを把握し、課題の解決に向けて計画的なまちづくりに取り組みましょう。市、市民公益活動団体等と連携・協力するよう努めましょう。

### ◆主な方向性

- ① 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開が必要です。
- ② 協働のまちづくりの推進が必要です。
- ③ 役員の固定化を解消していくための新たな人材開発や後継者育成のプログラム開発が必要です。

#### 学ぶ

- ・地域の現状や課題の把握
- ・地域協働合校の推進などによる地域に開かれた学びの推進

#### 見える

- ・取組を示した計画を策定し、将来像を可視化
- ・住民ニーズに合った取組

#### つながる

- ・地域まちづくりセンターを活動拠点として利用
- ・他の主体と連携・協力
- ・担い手の発掘



#### POINT

### まちづくりにおけるマッチング

地域内で活動している人同士が、お互いに接点を持っていないことがあります。出会える場があれば、共通の思いを持った者同士はつながり、「自分もやりたい！」と思う人が増え、これからのまちづくりへとつながっていきます。市民が主体的に活動する機会を作り、「活動したい！」と思えるような地域にする工夫が必要となります。

### 3 基礎的コミュニティ

基礎的コミュニティでは、地域での環境美化活動や地域住民対象の催しを実施すること等の、町内会活動に取り組んでいます。市内には、220の町内会等(平成31年4月現在)があり、平成30年度の加入率が89.8%となっていますが、基礎的コミュニティの活性化について満足している市民は13.0%(平成30年度市民意識調査結果)でした。ライフスタイルや価値観の多様化等の要因もありますが、基礎的コミュニティの空洞化や希薄化も懸念されます。例えば、消防の初期消火は地域での発見によって、軽犯罪の防止は地域での挨拶運動によって防ぐことができます。逆に、地域における日常からの行動がないと防ぐことができません。

地域によっては、役員のなり手不足や固定化、役員の負担感の増大についても懸念されています。これらの課題は町内会活動の停滞につながり、それにより基礎的コミュニティの衰退という問題を招きかねないことから、役割分担を見直すなどで役員の負担感を減らす方法や誰もが参加できるようなシステムを考えていくことも大切です。

#### ◆基本方針 ◇絆を深めるまちづくりの推進

いざというときに助け合う仕組みやつながることができる仕組みづくりの構築が大切です。

#### ◆役割

地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めましょう。自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保しましょう。

#### ◆主な方向性

- ① 町内会活動などの意義啓発・情報発信が必要です。
- ② 町内会活動に関わる人を増やす事業展開が必要です。

#### 学ぶ

- ・地域の現状や課題の把握
- ・地域の事業が「楽しそう」「参加してみよう」と思えるような事業の検討

#### 見える

- ・分かりやすい情報発信
- ・意見や思いの把握

#### つながる

- ・関心を持つ人を増やす取組
- ・簡単な役割をお願いし関わる人を増やす工夫の検討



#### 一人ひとりの声を守る

##### POINT

基礎的コミュニティの運営は、多様な声を聞き、対話を重ね、身近なネットワークを広げることが大切です。役員だけでなく、多様な人が議論に加わることで、地域課題の解決に近づきます。

## 4 市民公益活動団体

草津市コミュニティ事業団が発行する市民公益活動団体情報誌に掲載されている団体数と草津市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体数の合計は、平成25年度の479団体から平成30年度の607団体に増加しています。事業の情報発信については、ホームページやSNSを活用し取り組まれている一方、団体としての活動資金や場所の確保、担い手の固定化という課題を抱えている団体も多いのが現状です。

### ◆基本方針 ◇特性を活かしたまちづくりの推進

市民公益活動団体がその特性を活かして活動するとともに、他の主体とつながることでの相乗効果を発揮してまちづくりを行うことが大切です。

### ◆役割

自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を活かし、まちづくりに取り組みましょう。広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めましょう。市、まちづくり協議会等と連携・協力するよう努めましょう。

### ◆主な方向性

- ① 市民公益活動団体の意義啓発・情報発信が必要です。
- ② 市民公益活動の活性化が必要です。

#### 学ぶ

- ・団体の活動や役割の理解
- ・専門性やスキルの学習
- ・組織の基盤を強化

#### 見える

- ・分かりやすい情報発信
- ・団体の持つ特性の活用

#### つながる

- ・関心を持つ人を増やす取組
- ・他の主体との関わり



### 活動が始まるきっかけづくり

#### POINT

主体的な行動は「楽しい」から始まります。「活動に関わるって楽しい」と思える機会を作ることが重要です。人によっては「使命感・義務感」が始めるきっかけになる方もいるので、きっかけや活動の進め方、手法が人によって異なることをお互い理解した上で、一緒に活動していくことが重要です。



## 5 教育機関

大学と市では、イベントの共催・後援や審議会等委員としての専門知識の提供等により、協働を進めています。大学生との地域活動の連携も今後大いに期待されます。また、小・中学生対象に、地域の方と連携しながら子どもの学習を支援するシステムとして、地域協働合校<sup>※</sup>を実施しています。

### ◆基本方針 ◇教育・研究を活かしたまちづくりの推進

個性豊かな地域社会の形成の支援や、地域の課題の解決のためには教育機関がもつ様々な人材、提供可能な物的・知的資源等の情報を公開し、機能を活かして地域とつながることが大切です。

### ◆役割

地域社会の発展に資するよう、その特性を活かし、まちづくりに取り組みましょう。

### ◆主な方向性

- ① 生徒や学生に地域活動への参画を促す取組が必要です。
- ② まちづくりに活かせる情報発信が必要です。
- ③ まちづくりに活かせる学びの場の提供が必要です。

#### 学ぶ

- ・地域に関心が持てるような取組や学びの提供
- ・地域協働合校の推進

#### 見える

- ・課題に対して、どのような物や知識の提供が可能か等の情報公開

#### つながる

- ・次世代への働きかけ
- ・他の主体との共同研究
- ・学習機会の提供
- ・学べる社会の醸成



### 子どもや地域の可能性を引き出す

#### POINT

学校は、地域社会との連携を密にし、子どもたちが将来自立して社会で生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた力を育て、生きる力を育成する場として学習できる環境づくりが必要です。

## 6 中間支援組織

地域課題の解決に向けて各主体の間に立ってそのつなぎ役として、中間支援組織があります。本市では、団体間のコーディネート、情報収集や発信、相談、人材育成や活動支援等を担っていくことを目的に、公益財団法人草津市コミュニティ事業団および社会福祉法人草津市社会福祉協議会を中間支援組織として指定しています。令和元年に実施した「課題共有型地域円卓会議」では、協働を進めるには中間支援組織のより効果的・効率的なコーディネートの役割が重要であることも話し合われました。

### 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

各主体への支援事業の展開により関わりが深められつつある中、今後は事業団が取り組む4つの分野①コミュニティ振興・まちづくり②高齢者福祉・多文化交流③環境・公園緑地④社会教育・文化・スポーツを中心に、地域課題を解決するため多様な主体をつなぐ役割を担います。

### 社会福祉法人草津市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、さまざまな福祉の問題に対して、地域の団体、専門機関と協力しながら、皆さんとともにあたたかいまちを目指しています。

「こころ温かく支えあい住みつけたい福祉のまち・くさつ」の実現に向け、学区社会福祉協議会活動や民生委員・児童委員活動、ボランティア活動等の地域福祉活動を推進する地域福祉コーディネートと、地域に密着して地域の福祉課題を解決する仕組みをつくる生活支援コーディネートを行います。

### ◆基本方針

- ◇各主体への支援によるまちづくりの推進
- ◇組織の強化

各主体への支援、体制強化に留まらず、主体間のつなぎ役としての機能が求められています。

### ◆役割

自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めましょう。自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報共有、連携および協働に努めましょう。

#### 学ぶ

- ・まちづくりに関わるためや各主体を対象にした人材育成に関する学びの場の提供
- ・組織マネジメント講座の実施

#### 見える

- ・まちづくり活動や実務に役立つ情報を収集し、わかりやすく発信
- ・市民がまちづくり活動に関心を持つきっかけとなるような情報発信
- ・助成金制度や活動支援情報の充実やイベント備品貸与や活動機会の提供

#### つながる

- ・多様な団体に関わるためのきっかけづくりの事業展開
- ・人や団体等がつながるためのコーディネート
- ・中間支援組織同士で学習会などを行い、相互理解や中間支援力の向上

◆具体的施策

(A)市民公益活動団体等の交流促進事業の展開 ※P15, 16の体系図を参照のこと

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
・市民公益活動団体の交流の場の提供	・地域サロン交流会 <sup>※</sup> の実施 ・ボランティアフェスティバルの実施

(B)まちづくり情報の収集・発信

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
・ホームページ、SNS、ラジオ等を活用した情報の発信	・社協ホームページによる情報発信
・まちづくり情報誌の発行	・社協くさつの発行
・市民公益活動団体情報冊子の発行	・ボランティアグループ・地域サロンリストの発行

(C)相談・コンサルティングの実施

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
・まちづくりの活動相談とコーディネート ・地域のまちづくりに関する支援(地域まちづくり計画、活動相談等)	・地域福祉活動推進の支援(医療福祉を考える会議を中心とする課題共有とコーディネート) ・ボランティア活動の相談とコーディネート ・地域サロン活動 <sup>※</sup> 支援員 <sup>※</sup> によるサロンのコーディネート

(D)人材育成事業の展開

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
・人材育成講座の実施(まちづくり、環境、教養講座等)	・人材育成講座の実施(ボランティア、福祉教養大学等) ・ボランティアセンターの運営
・まちづくり協議会向け研修の実施	・医療福祉を考える会議を中心とする協議 ・近所カアップ講座の実施

(E)まちづくり活動支援・資金助成

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
・市民公益活動団体への立ち上げ資金の助成	・福祉活動団体への立ち上げおよび活動資金の助成(地域福祉、ボランティア、地域サロン等)
・まちづくりの活動場所の提供	・ボランティアセンターの運営
・活動に必要な機器の貸出 ・まちづくり協議会への支援(運営・会計、情報発信等)	・福祉機器、福祉車両の貸出 ・地域支え合い運送支援事業 <sup>※</sup> ・学区社会福祉協議会等福祉団体への支援
・市民活動への表彰	・社会福祉功労者表彰 ・共同募金運動の推進

(F)中間支援組織同士の連携協力

草津市コミュニティ事業団	草津市社会福祉協議会
・まちづくりイベントの共同開催	・指定管理施設での連携事業
・ホームページを活用した各種貸出機器情報の共同発信	

## 7 市

市は、まちづくりの各主体と連携・協力するため、環境整備や助成事業等支援体制の充実を図ってきました。令和元年8月に実施した協働事業調査では、全事業のうち11.9%の事業で、今後市民の参加割合が増える事業展開が可能という結果でした。

職員の協働・市民参加に対する意識調査(平成30年12月実施)では、行政経験を積むほど、市民と行政が相互に連携・協力しまちづくりを進めることの重要性を認識している傾向にあり、また、研修を受ける回数が多いほど「協働」による事業展開を積極的に行うべきであるという結果でした。今後も協働意識の向上のための職員研修を継続し、全庁的に柔軟に協働事業の展開が図れるよう努めていきます。

市の、各主体への支援は、今後も継続しつつ、地域課題の解決に向けて協働で取り組むことのできるしくみづくりを進めていきます。

### ◆基本方針

- ◇各主体への支援によるまちづくりの推進
- ◇協働推進体制の強化によるまちづくりの推進

### ◆役割

市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進します。協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めます。まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携・協力します。市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行います。

#### 学ぶ

- ・市民が活動しやすい環境の整備
- ・人材育成事業の展開

#### 見える

- ・まちづくり情報や市民の声の提供
- ・まちづくり活動の支援や資金助成

#### つながる

- ・協働事業の推進
- ・中間支援組織の活用
- ・既存の様々な事業をつながる場の機会として活用

◆具体的施策

推進項目	事業名	担当課
A 市民が活動しやすい環境整備	① 拡(仮称)市民総合交流センターの設置・運用 市民の幅広い交流や創造的で多様な活動を展開できるよう(仮称)市民総合交流センターを設置し、協働のまちづくりの拠点として運用していきます。	まちづくり協働課
	② アーバンデザインセンターびわこ・くさつ運営 産学公民が連携し、草津の未来のまちづくりについて、気軽に立ち寄り話し合う場となる、アーバンデザインセンターびわこ・くさつを運営します。	草津未来研究所
	③ 地域まちづくりセンターの指定管理 まちづくり協議会による地域まちづくりセンターの指定管理を推進し、多様化する市民ニーズに対応した地域主体のまちづくりを支援します。	まちづくり協働課
B まちづくり情報の提供	① 市ホームページ等を活用した情報提供 まちづくりに役立つ情報や統計、アンケート結果等の情報提供に努めます。	まちづくり協働課
	② 市民活動レポート※事業 市民公益活動団体の活動情報を発信します。	まちづくり協働課
	③ 市民活動団体情報紙の発行 市民活動の情報をまとめ広く周知します。	まちづくり協働課
	④ まちづくり資料集の発行(町内会向け) 町内会向けに各種支援情報を掲載した資料集を発行し、市民自らが行うまちづくり活動を応援します。	まちづくり協働課
	⑤ 市民活動資料集の発行(NPO向け) NPO向けに各種支援情報を掲載した資料集を発行し、市民自らが行うまちづくり活動を応援します。	まちづくり協働課
C まちづくり活動支援・資金助成	① まちづくり協議会への支援事業 ② 基礎的コミュニティへの支援事業 ③ 新 市民公益活動団体への支援事業 まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体が安定した活動ができるよう財政的な支援を行います。	まちづくり協働課
	④ 市民活動保険助成制度 市民公益活動団体の活動保険の助成を行い安定した活動ができるよう支援を行います。	まちづくり協働課
	⑤ 中間支援組織への補助金事業 中間支援組織が安定した運営を図れるよう支援を行います。	まちづくり協働課/健康福祉政策課/長寿いきがい課

<b>【C】</b> まちづくり 活動支援・ 資金助成	⑥ まちづくり協議会との協働推進体制の整備 市とまちづくり協議会との連携や情報共有が図れるよう仕組みづくりに努めます。	各課
	⑦ 基礎的コミュニティ設立支援・加入啓発事業 安定した運営のため、技術的な支援を行います。	まちづくり 協働課
	⑧ <b>【新】</b> 人材育成の充実 まちづくりに関する担い手やリーダー等の人材を育成するため、中間支援組織との協働により各種講座を開催します。	まちづくり 協働課
	⑨ クラウドファンディング活用サポート事業 市民公益活動団体等の資金調達をサポートします。	まちづくり 協働課
	⑩ 各まちづくり協議会の健康 <sup>*</sup> 宣言実現に向けた取組の推進 各まちづくり協議会と市が協働して健康づくりに取り組む仕組みづくりを進めます。	各課
	① <b>【拡】</b> 協働事業の実施 協働で取り組むことができる可能性のある施策や事業について検証し協働による事業実施を推進します。また、ラウンドテーブル等を実施し地域課題解決のための協働事業の展開につなげます。	各課
<b>【D】</b> 協働事業の 推進	② 地域協働合校の推進 市内小中学校およびまちづくり協議会において、子どもと大人の協働による学びの場として地域協働合校を実施していきます。	生涯学習課
	① 活動団体のネットワーク促進の連携 ② 情報発信の連携 ③ 技術的支援における連携 ④ 人材育成事業の活用 ⑤ 活動支援や資金の助成における連携 協働事業の促進、市民公益活動およびまちづくり協議会活動の健全な運営にあたり、中間支援組織の活用を図ります。	まちづくり 協働課/健康 福祉政策課
<b>【E】</b> 中間支援組 織の活用	① <b>【拡】</b> 協働意識の醸成と組織体制の充実 協働を理解し推進できるよう、職員を対象とした研修を開催します。また多様な主体との協働研修を実施するなどし、協働推進体制の充実に努めます。	まちづくり 協働課 /職員課
<b>【F】</b> 人材育成事 業の展開		



### 「説得」より「納得」

#### POINT

形だけの合意形成では、実施するのは一部の人に留まってしまう。自分の意思を伝え、様々な人の意見に触れることでより多くの人々が「納得」することが大切です。

本計画の策定にあたり、課題共有型地域円卓会議(P30参照)、LIVE市民フォーラム(P31参照)の開催等、様々な方法で市民の意見を聞きながら、まちづくりについて一緒に考えました。多様な方と話し、一緒に考えることで、市民の“まちづくりの担い手”という意識の醸成に繋がり、「対話の場」を作ることの重要性を感じました。

## 第4章 計画の推進にあたって

### 1. 計画の推進体制の整備

協働のまちづくりを実現するためには、推進計画をより実効性の高いものにすることが必要です。そこで、本市では市民と行政との協働のまちづくりを全庁的に推進するために、平成22年度から市長を本部長とし、各部局の長をメンバーとする「草津市協働のまちづくり推進本部会議」を設置しています。本部会議において、庁内の連携・調整を図るとともに、推進本部会議の下に総括副部長で構成する幹事会を設置し、協働のまちづくりを推進するための施策・システムなどを検討します。

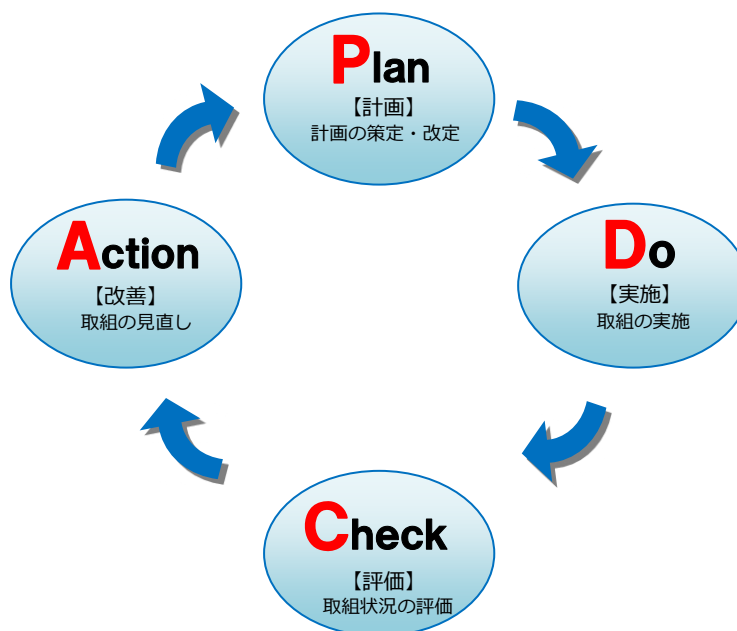
### 2. 計画の進捗管理

本計画に示す施策を確実に実行していくためには、進行状況を定期的に点検し、適宜、作業手順の見直しなど、必要な措置を講じていくことが必要です。

このため、本計画では「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の一連の流れに沿ったPDCAサイクルにより、効果的な進捗管理を行っていきます。

また、「Check(点検)」については、毎年度自己評価を行い、学識経験者、関係団体の代表者、公募市民から構成される「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」の意見を聴き、必要に応じて次年度の事業に反映していきます。

▼PDCA サイクル イメージ図



## 資料編

## 1. 委員名簿

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会委員

(各号五十音順・敬称略・◎:委員長・○:副委員長)

NO.	分類	氏名	所属
1	学識経験	重原 文江	くさつ☆パールプロジェクト代表
2		○土山 希美枝	龍谷大学 教授
3		◎中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
4	地縁団体	梅村 進	矢倉学区未来のまち協議会 副会長
5		花澤 仁左エ門	志津南学区まちづくり協議会 会長
6	市民公益 活動団体	辻 圭子	AI・AI 代表
7		宮下 千代美	特定非営利活動法人ディフェンス 常勤理事 (まちづくりセンター運営協議会代表)
8	教育機関	井上 拓也	立命館大学総務部BKC地域連携課 課長
9	公募	東川 八恵子	公募市民
10		堀井 喜一	公募市民

委嘱期間:平成30年6月1日～令和2年5月31日

## 2. 第2次草津市協働のまちづくり推進計画策定の経過

- 令和元年 6月29日(土) 課題共有型地域円卓会議(P30)
- 令和元年 7月 8日(月) 第1回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和元年 9月17日(火) 第2回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和元年11月 1日(金) 協働のまちづくり LIVE 市民フォーラム(P31)
- 令和元年11月 2日(土) 協働のまちづくり LIVE 市民フォーラム(P31)
- 令和元年11月12日(火) 第3回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和元年12月 6日(金) 第4回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和 2年 1月15日(水) パブリックコメント\*(~2月14日(金))



### 3. 課題共有型地域円卓会議

地域円卓会議とは、地域で起こる様々な困り事に気づき、参加者が気軽に話し合いながら、その解決策を考える会議です。

第2次計画のコンセプトを固め、実行性のあるものにするため、様々な方の知恵と意見を聞くために開催しました。



#### 会議の概要

##### ■テマ：「協働のまち」って本当にできるの？

～役に立つ「草津市協働のまちづくり推進計画」の策定を目指して～

■日時：令和元年6月29日（土）14：30～16：50

■場所：滋賀県草津市役所2階特大会議室

■着席者数：10名（論点提供者、司会、記録者含む）

■参加者数：約40名

■主催：草津市まちづくり協働課

■共催：草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

##### ■会議の流れ：

###### ① 論点提供

【草津市まちづくり協働部職員、草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会委員 各代表者】

###### ② センターメンバーによる議論

【まちづくり協議会、市民公益活動団体、中間支援組織、メディア、先駆的地域、先駆的自治体 各代表者】

###### ③ 会場全体で議論【3人1組】

###### ④ センターメンバーによる議論

###### ⑤ 記録者による会議全体の振り返り

#### 会議の成果

登壇者だけでなく参加者全員が話し合う場を設けることで、会場全体の意見を共有し、論点提供者の困り事について、一人ひとりが考えることができました。話し合いの中で、「活動の見える化」や「つながり」など、今後のまちづくりを展開するためのキーワードを得ることができ、第2次計画策定に向けての参考となりました。

#### 4. 協働のまちづくり LIVE 市民フォーラム

第2次計画を策定するにあたり、「つながり」を広げていくために必要なことや計画についての意見等を気軽に話し合いながら、参加者全員で共有し、今後のまちづくりについて考えました。



#### 会議の概要

##### 第1回目

- 日 時：令和元年11月1日（金）19：00～20：30
- 場 所：滋賀県草津市役所2階特大会議室
- 参加者数：13名（評価委員会委員含む）

##### 第2回目

- 日 時：令和元年11月2日（土）10：00～11：30
- 場 所：滋賀県草津市立市民交流プラザ
- 参加者数：16名（評価委員会委員含む）

- 主 催：草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 共 催：草津市まちづくり協働課

##### ■会議の流れ：

- ① フォーラムの概要説明
  - ★聞きたい内容等の説明
    1. 協働による活動をしたことがあるか
    2. 活動から得られたことや考えたこと
    3. 市民の「つながり」を広げていくために必要なこと、大事なこと
    4. 計画や「協働」について、気になること、わからないこと、言いたいこと
- ② 第2次計画の概要説明
- ③ 3人1組で話し合い
- ④ 全体で意見交換、まとめ

#### 会議の成果

参加者から、対等なコミュニケーションや生の声を聞くことの重要性に関する意見があり、今後のまちづくりの中で市民同士および市民と行政が対話できる仕組みづくりを進める必要があります。また、キーパーソンやリーダーとなる人の人材育成が重要であるとの意見が多く、今後の重点施策として第2次計画に盛り込みました。

## 5. 協働によるまちづくりの事例

県内の協働によるまちづくりの事例を紹介します。

## 子ども

### 未来のまちづくりの担い手を育む

## みらいKIDS にぎわい交流事業 in 伊達(草津市)

#### 協働の相手

- ・事業者
- ・教育機関
- ・行政

草津市と伊達市の小学生がお互いの市の歴史、文化、伝統や現在のまちの様子などに触れ、幅広い世代間の交流を体験しながら、持続可能なSDGs(開発目標)についても考える事業です。



#### 協働の相手

- ・市民公益活動団体
- ・行政



### 自分らしさを見つける場所

## 「ほっ」とるーむ(大津市)

様々な子ども達が自由に安心して過ごせる居場所を提供する事業です。子ども達は地域の大人や子ども同士のつながりの中で、自分らしさを見つけていきます。

## 環境

#### 協働の相手

- ・事業者
- ・市民
- ・自治会
- ・まちづくり協議会
- ・行政

### ゴーヤで夏を快適に 緑のカーテン(東近江市)

地元企業と市民サポーターが協力して種から育てたゴーヤ苗を自治会、まちづくり協議会、各家庭、事業所等に配布し、夏の節電対策として「緑のカーテン」を育てる事業です。



#### 協働の相手

- ・まちづくり協議会
- ・教育機関(学生)



### 自分たちの住む町をよりきれいに

## 南笠東学区清掃活動(草津市)

地域住民と大学生が除草作業を行うチームと周辺道路のゴミを拾うチームに分かれて一緒に清掃活動を行う事業です。町をきれいにするだけでなく、清掃活動の苦勞を地域の方と共感することにより、新たなつながりが生まれます。

その他にも様々な分野で、協働による取組が実施されています。参考に、全国で実施されている協働の取組を一部紹介します。

高齢者・福祉

■ バリアフリーマップの作成

視覚障害者やベビーカー・車いす使用者、高齢者等が便利に施設を利用するために、市民団体、事業者、行政が協働で「バリアフリーマップ」を作成。

■ 訪問活動、配給サービス

社会福祉協議会やNPO、まちづくり協議会、行政の協働により、高齢者を精神面からサポートすることを目的とした自宅訪問や、地域交流の手伝いや孤立を防ぐことを目的とした給食等の配食サービスを実施。

多文化共生

■ 地域ルールのハンドブックの作成

NPOとまちづくり協議会が協働し、ゴミ出しのルールのチラシや回覧を作成し、外国人に配布。その他にも避難場所の案内を多言語で作成。

■ 機能別消防団

災害時要援護者となりうる外国人を、外国人被災者を支援する機能別団員に任命することで「助けを求める側」から「助ける側」へのシフトチェンジによる防災減災対策。

地域事業

■ ふれあいまつり、夏祭り

実行委員会だけではなく、様々な主体が関わり出店やステージプログラムにより、多くの方が集うお祭りを協働により実施。

■ パトロール隊

地域の犯罪を減らし、安全で安心して暮らせるまちを実現するために、地域の方によるパトロール隊を結成し、地域の見回りを行政や警察署との協働により実施。

学習

■ 地域学校

地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学ぶ中で、地域の将来を担う人材の育成を図る。

■ 放課後学びサポート事業

NPO、企業、地域が連携し、親の経済格差により十分な学習を受けることができない子どもに対し、ボランティアやアルバイトのスタッフが学習サポートや進路相談を行う。

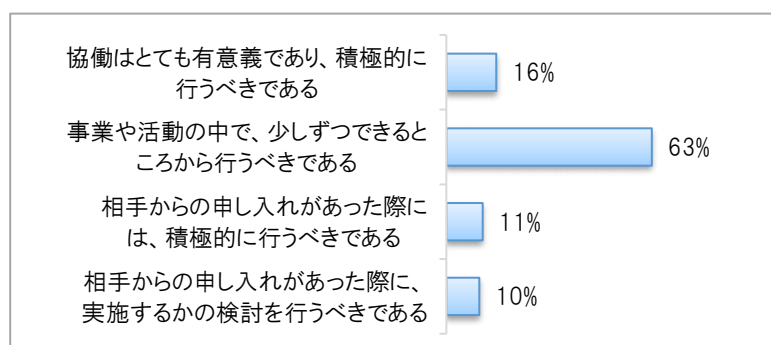
## 6. 各種調査結果

### ■職員の協働・市民参加に対する意識調査

本調査は、第2次草津市協働のまちづくり推進計画の策定に当たっての基礎資料とするとともに、職員向け協働研修の参考とします。また、今後の市民参加のあり方を検討するための資料とします。

【調査対象】 全正規職員(再任用職員含む。):843人  
 【調査期間】 平成30年12月7日(金)～12月21日(金)  
 【回収状況】 回答者数 : 679人、回答率 : 80.5%

#### 質問：協働のまちづくりに対する考え



### ■協働事業調査

本調査は、「第2次草津市協働のまちづくり推進計画」を策定するにあたり、各課事業(第5次総合計画第3期基本計画における事業)ごとに、協働の現状および令和6年度目標について把握するため実施しました。

【調査対象】 第5次総合計画第3期基本計画における799事業  
 【調査期間】 令和元年7月26日～8月9日(金)

《回答基準》(P3「協働の領域」を参考に協働事業について調査)

主体	内容	市民と行政の割合	選択肢
1 市民主体	市民が自主的・自発的に責任を持って行う事業	市民10:行政0	10
協働の領域	2 市民主導	市民9:行政1	9
		市民8:行政2	8
		市民7:行政3	7
	3 市民と行政	市民6:行政4	6
		市民5:行政5	5
		市民4:行政6	4
4 行政主導	行政主導のもと、市民の参加・参画を得ながら行う事業	市民3:行政7	3
		市民2:行政8	2
		市民1:行政9	1
5 行政主体	行政が主体性と責任を持って行う事業	市民0:行政10	0

《調査結果》

(単位：件)

回答	総合政策部		総務部		まちづくり協働部		環境経済部		健康福祉部		子ども未来部		都市計画部		建設部		上下水道部		教育委員会		会計・農業委員会	
	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後	現状	5年後
1 市民主体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 市民主導	1	2	1	1	9	12	15	17	6	8	4	4	5	6	3	3	0	0	8	19	0	0
3 市民と行政	3	12	0	0	14	11	12	12	18	19	6	5	6	3	5	9	0	0	24	14	0	0
4 行政主導	38	28	3	3	3	3	16	18	30	27	9	9	11	11	9	7	1	5	47	46	0	0
5 行政主体	38	38	29	29	11	10	32	28	184	184	62	62	7	9	30	28	43	39	45	44	4	4

■市民活動等アンケート調査（むしめがね）

本調査は、草津市の中間支援組織の指定を受け市民活動のサポートを行っている（公財）草津市コミュニティ事業団が、市民活動団体等の現況や課題を把握し、団体等がより活発に活動できる環境づくりにつなげていくことを目的に下記の協力機関と連携して実施したものです。

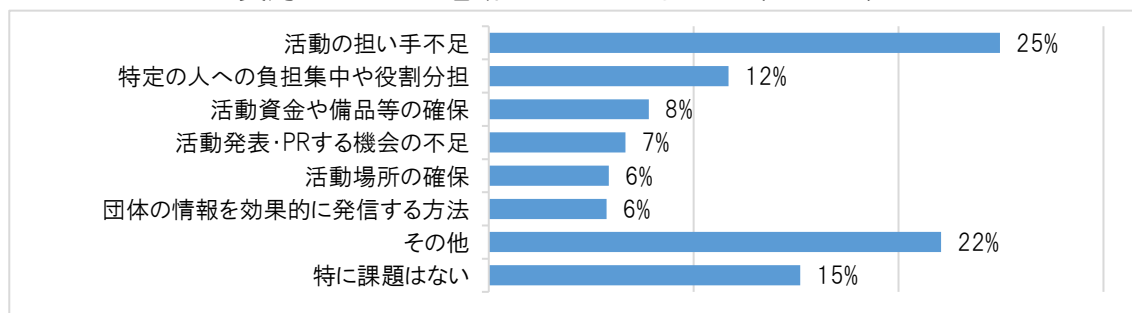
【調査対象】 以下の条件を満たす市民活動団体、ボランティアグループ

- 市民による自主的・自発的な活動をしている
- 草津市内で活動をしている（市内に拠点または活動エリアをもっている）
- 複数のメンバーで活動をしている
- 活動を通じ、社会課題の解決や市域・地域まちづくりの推進につながっている活動をしている

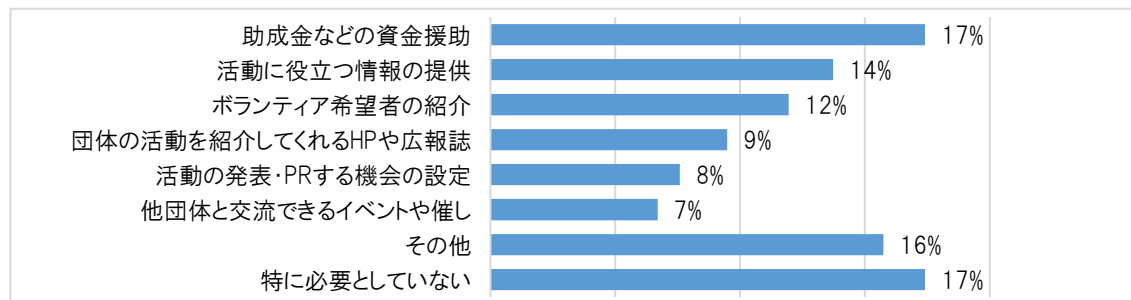
【調査期間】 平成30年6月1日（金）～6月29日（金）

【回収状況】 回収数：545人、回収率：68.6%

質問：日ごろの活動で困っていること（n=536）



質問：活動を進めるにあたり必要な支援（n=519）



## 7. 草津市協働のまちづくり条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第3条)

#### 第2章 各主体の役割(第4条—第10条)

#### 第3章 まちづくり協議会(第11条—第16条)

#### 第4章 基礎的コミュニティ(第17条・第18条)

#### 第5章 市民公益活動団体(第19条・第20条)

#### 第6章 教育機関(第21条)

#### 第7章 中間支援組織(第22条)

#### 第8章 市の取組(第23条—第26条)

#### 第9章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(第27条)

#### 第10章 雑則(第28条)

#### 付則

草津市自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築いていくためには、これまで以上に、それぞれの責任を自覚するとともに、役割を分担しながら協働してまちづくりを行わなければなりません。

住み良いまちは、地域や世代を超え、わたしたちそれぞれが互いに力を合わせ、未来へとつなげるための努力により実現できるものであり、ここに協働によるまちづくりを進めることへの決意を込め、草津市協働のまちづくり条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めるとともに、市民および市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりに取り組み、協働によるまちづくりを推進することで住み良いまちの実現を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取

り組むよりも大きな成果が期待される取組をいう。

- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) まちづくり協議会 基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区(以下「区域」という。)を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、第11条第1項で認定されたものをいう。
- (4) 基礎的コミュニティ 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいう。
- (5) 市民公益活動団体 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (7) 中間支援組織 まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織をいう。

##### (基本原則)

第3条 協働によるまちづくりは、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、次に掲げる事項を原則として推進するものとする。

- (1) 互いを対等なパートナー(協働の相手方をいう。以下同じ。)として尊重すること。
- (2) 自主性を尊重し、および自立した関係を保つこと。
- (3) それぞれが持つ理念および特性を理解し合うこと。
- (4) 目的および到達点を共有すること。
- (5) 過程および成果について透明性を確保するため、広く情報を公開すること。
- (6) 過程および成果について評価を行うこと。
- (7) 協働の取組を通して共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つこと。

#### 第2章 各主体の役割

##### (市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取

り組むとともに協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第 5 条 まちづくり協議会は、地域住民の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。

2 まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティの役割)

第 6 条 基礎的コミュニティは、地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めるものとする。

2 基礎的コミュニティは、自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保するものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第 7 条 市民公益活動団体は、自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

2 市民公益活動団体は、広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めるものとする。

3 市民公益活動団体は、市、まちづくり協議会等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第 8 条 教育機関は、地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

\*\* (中間支援組織の役割)

第 9 条 中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

2 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、ならびに連携し、および協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第 10 条 市は、市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。

3 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

4 市は、市民に対し、市の事業への参加の機

会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。

### 第 3 章 まちづくり協議会

(認定要件)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。

(1) 地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。

(2) 地域の課題を解決することを基本とした地域住民主体の組織であること。

(3) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営を行う組織であること。

(4) 市のパートナーとして協働によるまちづくりを推進する組織であること。

(5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的としないこと。

(6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。

(7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 前項の認定は、各区域につき 1 団体に限り行う。

(認定の申請)

第 12 条 前条第 1 項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(認定の取消し)

第 13 条 市長は、まちづくり協議会が第 11 条第 1 項各号のいずれかを満たさなくなったときは、認定の取消しを行うことができる。

(まちづくり協議会の活動の推進)

第 14 条 市は、まちづくり協議会の活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、まちづくり協議会に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、およびその活動に要する費用に充てるための資金を交付するよう努めるものとする。

3 市は、第 1 項の施策を実施する場合は、まちづくり協議会の自主性および自立性を尊重するものとする。

(個人情報提供)



第 15 条 草津市個人情報保護条例(平成 18 年草津市条例第 1 号。以下「個人情報保護条例」という。)第 2 条第 2 号第 2 条第 3 号の実施機関(以下「実施機関」という。)は保有個人情報(個人情報保護条例第 2 条第 3 号第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報をいう。)のまちづくり協議会への提供については、個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 8 号中「公益上特に必要があり」とあるのは、「防災、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要があり」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 8 号の規定による個人情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿(以下「名簿」という。)を書面で提供することにより行うものとする。

3 第 1 項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 8 号の規定により個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に対し、提供を受けた情報を管理する者(以下「名簿管理者」という。)およびその名簿を閲覧する者(以下「名簿閲覧者」という。)を届け出なければならない。

4 名簿管理者は、個人情報の提供を受けた目的の範囲内で、名簿閲覧者に対し、その管理する名簿を閲覧させることができる。

5 第 1 項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 8 号の規定により個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、当該提供を受けた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6 名簿管理者、名簿閲覧者および提供を受けた個人情報に基づき活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、提供を受けた目的以外の目的のために情報を管理し、閲覧し、または取り扱う情報を自ら利用し、または提供してはならない。

7 名簿管理者等は、提供を受けた個人情報により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(地域まちづくり計画の策定および公表)

第 16 条 まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示

した計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定するものとする。

2 まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を策定したとき、または変更したときは、これを公表するものとする。

3 地域住民は、地域まちづくり計画に基づいたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

4 市は、地域まちづくり計画および前項に規定する取組を尊重するものとする。

#### 第 4 章 基礎的コミュニティ

(基礎的コミュニティへの参加促進)

第 17 条 地域住民は、基礎的コミュニティの活動への理解を深め、その活動に積極的に参加し、または協力するよう努めるものとする。

2 地域住民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティの活性化)

第 18 条 市は、基礎的コミュニティを活性化するため技術的援助その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項の支援を行う場合は、基礎的コミュニティの自主性および自立性を尊重するものとする。

#### 第 5 章 市民公益活動団体

(市民公益活動の推進)

第 19 条 市民は、市民公益活動が推進されるよう、市民公益活動団体の果たす社会的役割および意義を理解するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の活性化)

第 20 条 市は、市民公益活動団体の活性化に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施する場合は、市民公益活動団体の自主性および自立性を尊重するものとする。

#### 第 6 章 教育機関

(教育機関との連携)

第 21 条 教育機関は、その教育または研究の成果が協働によるまちづくりの推進に生かされるよう市民および市との連携に努めるものとする。

2 市民および市は、教育機関との連携に努めるものとする。

#### 第 7 章 中間支援組織

(中間支援組織の指定)

第 22 条 市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市の間 に立って支援する中間支援組織を別に定め

るところにより指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする。
- 3 市は、第 1 項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする。

#### 第 8 章 市の取組

(協働事業の推進)

第 23 条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働事業を積極的に推進するものとする。

2 市は、協働事業を積極的に推進するため、必要に応じ財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第 24 条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を定めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、組織内の連携を図り、組織全体で協働によるまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(人材育成)

第 26 条 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する研修を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。

2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にまちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとする。

#### 第 9 章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

(委員会への諮問)

第 27 条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

(1) 推進計画の策定および評価

(2) 協働によるまちづくりに係る施策の推進および評価に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項

2 委員会は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べるることができる。

#### 第 10 章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条ならびに次項および付則第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(草津市市民参加条例の一部改正)

2 草津市市民参加条例(平成 24 年草津市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

(委員会)

第 12 条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

(1) 市民参加の進捗および達成の状況の評価に関する事項

(2) 市民参加の手法に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

2 委員会は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べるることができる。

第 13 条中「推進評価委員会」を「委員会」に改める。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

3 草津市附属機関設置条例(平成 25 年草津市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。別表第 1 中「

#### 草津市協働のまちづくり条例検討委員会

協働のまちづくりを推進するための基本理念、協働のルール等を示す草津市協働のまちづくり条例案に規定すべき事項についての調査審議に関する事務」を「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会 協働によるまちづくりおよび市民参加の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務」に改める。

付 則(平成 30 年 3 月 27 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

## 8. 用語解説

### 【あ行】

● **アーバンデザインセンターびわこ・くさつ**  
草津の未来のまちのデザインを考えるために、大学や企業、行政の人々が、草津市民と気軽に自由に話し合い、交流する場所

● **SNS**  
social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービス

### 【か行】

● **基礎的コミュニティ**  
町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織

● **教育機関**  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校

● **協働**  
共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組

● **草津市総合計画**  
市民の皆様とともにまちづくりに取り組む指針となるものを示した計画

● **健幸**  
誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせること

● **交付金**  
国または地方公共団体などが、特定の目的をもって交付する金銭的な支援

### 【さ行】

● **市**  
議会、市長およびその他の執行機関を含めた地方公共団体としての草津市

● **市民**  
市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する者または市内で事業を営む者

● **市民活動レポート事業**  
市民活動団体を取材し、市ホームページで活動内容等を紹介する事業

● **市民公益活動団体**  
不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体

● **（仮称）市民総合交流センター**  
草津駅周辺の公共施設の機能集積と多くの市民の交流の場として草津駅東地区にできる新たな施設

● **市民まちづくり提案事業**  
まちづくり活動、子育て、環境等の地域の課題について、NPO等の市民公益活動団体から協働事業の企画提案を募集し、関係する市の所管課と協働で取り組む事業

● **社会資源**  
社会における解決すべき課題や達成すべき目標のために動員される道具的・手段的価値物

### 【た行】

● **地域共生社会**  
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

●地域協働学校

学校・家庭・地域のもつ教育力を生かして、子どもと大人の協働による地域学習社会の創造をめざし、学社連携の推進を図るとともに、学校や地域において子どもたちの居場所づくり、地域学習など「人・もの・地域」との出会いを大切に活動を展開

●地域支え合い運送支援事業

住民ボランティアによる通院や買物など外出が困難な高齢者等のための運送支援事業

●地域サロン活動

ふれあいを通じた孤立感の解消、高齢者の閉じこもり防止、介護予防などを目的として町内会で実施される活動

●地域サロン活動支援員

地域サロン活動を通して高齢者の見守り活動を推進し、支えあいの関係づくりを推進する支援員

●地域サロン交流会

地域サロングループ同士のつながりをつくるための交流会

●中間支援組織

まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間で協働によるまちづくりを推進する組織

【は行】

●パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるとき、政策の原案を市民に公表し、市民から寄せられた意見を政策形成に反映するとともに、原案に生かせるかどうか検討し、その結果と意見に対する市の考え方を公表する制度（意見公募）

●パワフル交流・市民の日

市民活動団体と市民が交流することで、市民のまちづくりへの参加を促し、活気溢れるまち

づくりを推進するためのイベント

●補助金

国または地方公共団体などが、公益性があると認められた特定の事務や事業に対し交付する金銭的な支援

●ボランティアフェスティバル

ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動者同士のつながりをつくることを目的としたイベント

【ま行】

●まちづくり協議会

基礎的コミュニティや各団体等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な市長が認定している自治組織





---

第2次草津市協働のまちづくり推進計画

発行年月日/令和2年3月

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

草津市まちづくり協働部まちづくり協働課

TEL:077-561-2337 FAX: 077-561-2482

E-mail: machi@city.kusatsu.lg.jp

---